

令和2年12月22日

「田辺圏域医療と介護の連携を進める会」 第48回（通算第127回）定例会 会議録

- ◆日時：令和2年12月15日（火） PM7：05～8：40
- ◆場所：田辺市民総合センター 1F 機能訓練室
- ◆出席者： 24名

別紙のとおり

1. 「田辺圏域医療と介護の連携を進める会」定例会について

【19：05～20：40】

19：05～ 開 会

19：05～20：00

研 修

「高齢者虐待の防止にむけた対策と課題について」

～介護サービス事業所等ができることは何か～

講師：田辺市田辺地域型地域包括支援センター

社会福祉士 瀬戸 康行氏

社会福祉士 山崎 孝江氏

20：00～20：40

意見交換と質疑応答

20：40

閉 会

【研修内容】

●講義内容(概要)

- ・高齢者虐待防止法の特徴
→3つの視点 ①高齢者虐待の防止 ②養護者に対する支援 ③関係施策の促進
- ・国民には通報（努力）義務が課せられている
- ・高齢者虐待の類型
→①身体的虐待 ②介護・世話の放棄・放任 ③心理的虐待 ④性的虐待 ⑤経済的虐待
- ・「緊急性」を意識する 「二つのリスクアセスメント」
→事実が未確認の状態での「緊急対応の必要性の予測」
事実確認を終えての「緊急対応の判断」
- ・「緊急対応」は110番や119番対応だけではない
“何かあってから”ではなく“何か起こる前”をとらえる
→分離・保護の必要性、生命・生活存続のためのそのほかの緊急対応の必要性、高齢者の財産の保護等の必要性
緊急対応には、「本人の心身の状況」「養護者の心身の状況」「周囲の環境」の関係を総合的にとらえて柔軟に緊急性を予測することが大切

●講義内容(概要)

- ・発見と相談、通報（早期発見努力義務）
 - 養介護施設・病院・保健所その他の高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない
- ・通報義務（業務上の守秘義務よりも優先される）
 - 証拠や根拠は必要なく、「思われる」でも通報できます
- ・通報者についての情報は保護される
- ・たとえ虐待でなかったとしても責任を問われることはありません。早めに相談を。
- ・記録のポイント
 - あざや傷について詳細に記録する。（本人の許可が得られれば、写真を撮る。色や形・大きさ、部位など。図で記録。あざや傷について高齢者に説明を求めその内容を記録）
 - 言語での記録も（ありのままの生の言葉を記録する）
- ・情報地経を行った際の注意点
 - 「いつ」「誰に」「なぜ、どのような情報を開示したのか」を記録にとる

⇒虐待対応は法的根拠に基づく高齢者の権利擁護、護るべき権利を見誤らない。

【意見交換】

テーマ：高齢者虐待を早期発見・対応するにはどうすればよいか。それぞれの立場で考える

- ・介護の認定調査は、自宅の様子を確認することができるので、もし違和感があれば報告する。
- ・電話相談などで対応した際は、虐待事案であるかの判断が難しい
- ・障害のある子どもからの虐待が起こる可能性があるため、障害サービスにつなぎ見守りを行う。
- ・犯罪歴や虐待歴のある人には、定期的に訪問して新たな問題が発生していないか見守る。
 - 信頼関係をつくることで、虐待を未然に防いだり、早期発見につながると思う。
- ・消防でも、救急対応などの際には、虐待の可能性がないかを常に意識して対応する。
- ・虐待者も、被虐待者も自覚がない場合が多く、発見・対応が難しい。
- ・病院連携室では、虐待が疑われる、起こる可能性がある場合には、入院中の本人、家族の状況を退院時に在宅サービスの事業所に伝え連携を取る。
- ・訪問介護で訪問時に状況が変化した時は早急にケアマネに報告する。
- ・セルフネグレクトはどのような状況を指すのか判断が難しい。
- ・養護者支援をどうしていくのか？
 - 分離することで負担が減り、養護者の問題が解決することにつながることもある。
- ・身体的虐待は虐待の判断が明確であるが、心理的・経済的虐待はみつけにくい。虐待は一種類の虐待ではなく、身体的虐待が起こっている場合は、心理的・経済的虐待なども複合的に起こっている可能性が高い。
- ・心理的虐待の方が起こりやすいが顕在化しにくい。
- ・虐待が起こる要因
 - 夫婦間のパワーバランスが崩れる。例えば、強かった夫が、要介護状態になり、今までの不満などをぶつけてしまうなど。
 - 施設は職員と入居者が上下関係になってしまい。虐待が起こりやすい環境である。
 - 密室で、多くの目がない状態。
 - 日本は余裕のない介護の状態である。施設でも本人の希望より業務優先になりがちのため、行き過ぎると虐待になる。

※定例会開催にあたっての感染症対策

- ・体調確認と非接触型温度計による体温測定
- ・手指消毒
- ・マスク着用
- ・定例会後の机、いすの消毒

・換気

【次回の定例会】

→以下の日程で実施する。

日時：令和3年1月19日（火） 午後7時～

場所：田辺市民総合センター 1F 機能訓練室

内容：田辺消防本部に依頼中